

岐阜市行政第154号の5  
平成21年12月2日

岐阜市長 細江茂光様

岐阜市情報公開・  
個人情報保護審査会  
会長 榊原秀



公文書公開請求に対する非公開処分に関する  
不服申立てについて（答申）

平成21年9月4日付け岐阜市保地第229-1号、第229-2号及び第229-3号で  
諮詢のあった岐阜市長が行った非公開処分の妥当性について、別紙のと  
おり答申します。

担当 行政部行政課法規グループ

## 答 申

### 第1 当審査会の結論

市長（以下「実施機関」という。）が次に掲げる公文書を非公開とした処分（以下「本件処分」という。）は、⑫に関しては妥当であるが、④及び⑪に関しては取り消すべきである。

- ④ 平成10年8月24日付け岐阜市記者クラブあて資料提供「食中毒の発生について」
- ⑪ 平成10年8月岐阜刑務所で発生した食中毒の記録文書及び記録、検便者数及び菌の発見者数等詳しく書かれたもの及び記録
- ⑫ 平成10年岐阜刑務所で発生した食中毒後1年以内に起きた集団下痢の記録

### 第2 経緯

- 1 異議申立人は、平成20年5月27日に次に掲げるものを文書の名称として公開請求を行った。
  - ① 平成18年11月28日付岐阜市保地号外 各施設長あて「ノロウイルスを原因とする感染性胃腸炎の予防について」
  - ② 平成17年10月1日付岐阜市保地号外 各施設長あて「ノロウイルスを起因とする感染性胃腸炎の防止について」
  - ③ 平成18年12月7日岐阜市記者クラブあて資料提供「感染症の発生について」
  - ④ 平成10年8月24日岐阜市記者クラブあて資料提供「食中毒の発生について」
  - ⑤ 平成19年4月13日付岐阜市保地第39号 岐阜市保健所長回答書
  - ⑥ 平成19年10月17日付岐阜市保地第418号 岐阜市保健所長回答書
  - ⑦ 平成18年岐阜刑で発生したノロウイルス報告を保健所が岐阜刑務所より受けた記録及び文書（保健所作成）
  - ⑧ 右ノロウイルスとおぼしき岐阜刑からの通報を受け岐阜刑へおも向いた保健所職員等の記録文書及び記録
  - ⑨ 右ノロウイルスとおぼしき発生に関し岐阜刑へ調査を依頼した内容の記録文書及び記録
  - ⑩ 右調査の結果
  - ⑪ 平成10年8月岐阜刑で発生した食中毒の記録文書及び記録 検便者数及び菌の発見者数等くわしく書かれたもの及び記録
  - ⑫ 右平成10年岐刑で発生した食中毒後1年以内に起きた集団下痢の記録
  - ⑬ 平成18年岐阜刑で発生したノロウイルスに関し平成18年12月7日以降岐阜刑の受刑者の発症の報告を岐阜刑より受けこれを保健

所が記録に残したもの

(14) 平成18年岐阜府で発生したノロウイルスについて保健所の記録上の最終発症者数と最終日を記録したもの

2 この請求に対し、実施機関は、平成20年6月10日に次のとおり決定した。

(1) 岐阜市保地第141-1号公文書公開請求決定通知書により、

①、②、③及び⑩に相当する文書について公開するとの決定

(2) 岐阜市保地第141-2号公文書公開請求決定通知書により、

⑦、⑧、⑨、⑬及び⑭に相当する文書については、組織上作成あるいは取得していないとして、

④、⑪及び⑫に相当する文書については、保存期間終了後廃棄し保有していないとして、

公開しないとの決定

(3) 岐阜市保地第141-3号公文書公開請求決定通知書により、

⑤及び⑥に相当する文書について一部公開しないとの決定

3 異議申立人は、2(2)の非公開決定に対し、

(1) ⑦、⑧、⑨、⑬及び⑭については、平成20年7月16日に1通の異議申立書をもって

(2) ④、⑪及び⑫については、平成20年7月3日にそれぞれに対し1通ずつの異議申立書をもって

異議申立てを行っている。

4 この答申の対象としている異議申立ては、④、⑪及び⑫について、平成20年7月3日にそれぞれに対し1通ずつの異議申立書をもってなされた異議申立てである。

### 第3 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

平成20年6月10日付け岐阜市保地第141-2号で実施機関が行った公文書の非公開処分は、取り消すべきである。

#### 2 異議申立ての理由の要旨

異議申立人の主張する不服申立ての理由の要旨は、異議申立書及び意見書によれば、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立人は、④の開示決定を平成19年10月29日付け岐阜市保地第421-1号で受け取っている。文書を保有しているにもかかわらず、正しく開示されなかったことになる。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号）第16条第1項第6号ニにおいて、開示請求がされ、開示決定のされた文書は、1年間保存期間が延長される。したがって、異議申立人が開示請求した文書は法律上廃棄できるわけがなく、法上存在していることになる。

- (2) 実施機関の陳述書によれば、④及び⑪については、保有が判明したことであるので、1日でも早く開示決定を発することを求める。
- (3) 異議申立人は、平成19年10月17日付けで、⑫についての報告文書の開示請求を行い、平成19年10月29日付け岐阜市保地第421-2号公文書公開請求決定通知書により、組織上作成あるいは取得していないことを理由に不開示の決定処分を受けている。組織上作成していない、取得していないと平成19年10月29日付け不開示の決定を下した文書を実は保有をしており、廃棄をし、証拠の隠滅を図る行為は許されない。
- (4) 岐阜刑務所では受刑者が集団で下痢をし、多数の受刑者が検便を採取されているのである。その便を保健所に提出していないのであれば刑務所の違法であり、刑務所が提出したと主張すれば保健所の違法である。

#### 第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、陳述書及び口頭での陳述によれば、次のとおりである。

##### 1 ④について

- (1) 異議申立人からの公文書の公開請求に対し、実施機関は、当該公文書の保存期間である3年が経過したとして、当該公文書の原本を廃棄処分し、現に保有していない状況であったため、その旨を決定した。
- (2) しかし、再度調査したところ、異議申立人からの平成19年10月17日付け公文書公開請求に対し、平成19年10月29日付け岐阜市保地第421-1号により公開決定をしているが、地域保健課が保存するその決裁文書に本件公文書の写しが添付され、現在保有していることが判明した。
- (3) なお、平成19年10月29日付け岐阜市保地第421-1号による公開決定については、異議申立人に対し公文書公開請求決定通知書を送付し、既に本件公文書の写しを交付している。

##### 2 ⑪について

- (1) 異議申立人からの公文書の公開請求に対し、実施機関は、照応する公文書として岐阜市長から厚生省（当時）へ報告した「食中毒事件票」と特定したが、当該文書は、保存期間である3年が経過したので廃棄処分したため、文書不存在として非公開決定をした。
- (2) しかし、再度調査したところ、食中毒事例を記録した食中毒詳報を保存しているファイルの中に『事件名「岐阜刑務所で発生したウエルシュ菌食中毒』とする文書が残っており、現在も保有していることが判明した。

(3) 食品衛生課では、調査結果を記載した詳報については、今後の執務の参考のために決裁文書から切り離して別のファイルで保存するという慣例があり、そのファイルの中に保存されていたものである。

### 3 ⑫について

(1) 異議申立人からの平成10年8月岐阜刑務所で発生した食中毒後1年以内に起きた集団下痢の記録の公開請求に対し、岐阜市は、保存期間が終了していたので、文書不存在として非公開決定をした。

(2) しかし、本件異議申立てを受けた後、再度調査をしたところ、平成10年8月岐阜刑務所で発生した食中毒後1年以内に起きた集団下痢の記録については、組織上作成及び取得をしていないことが分かった。

(3) 食品衛生課としては、平成10年8月の後、1年以内に食中毒が起こったという報告を受けていないので調査も行っていないから、組織上作成も取得もしていない。食中毒が起こっていないことは、食中毒の統計に記載がないこと及び当時の事情を知る職員からの聞き取り調査の結果から、そのように判断した。

## 第5 当審査会の判断

### 1 「④平成10年8月24日付岐阜市記者クラブあて資料提供「食中毒の発生について」」に相当する文書の存在

第2の2で記したように、これに相当する文書は、保存期間終了後廃棄し保有していないことを理由に非公開とされた。

しかし、実施機関によれば、再調査したところ、原本は廃棄されているものの、異議申立人から平成19年10月17日になされた公開請求を処理した決裁文書にその写しが添付されていたとのことである。

その写しは、決裁文書の一部として地域保健課に保存されているのであるから、実施機関の職員が組織的に用いているものとして当該実施機関が保有しているものといえるのであり、岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号。以下「条例」という。）第2条第1号の公文書に該当する。

そして、異議申立人から平成19年10月17日になされた公開請求に対し、これに相当する文書は公開されているのであるから、その写しについてもこれを非公開とする理由は認められないので、公開すべきと考える。

### 2 「⑪平成10年8月岐阜刑務所で発生した食中毒の記録文書及び記録、検便者数及び菌の発見者数等くわしく書かれたもの及び記録」に相当する文書の存在

第2の2で記したように、これに相当する文書は、保存期間終了後廃棄し保有していないことを理由に非公開とされた。

しかし、実施機関によれば、平成7、8年頃から、食中毒に係る決裁文書の保存期間が満了した後も、決裁文書に添付されていた詳報（細かい調査をした内容が記載されていることである。）のみは廃棄せず切り離して別のファイルに保存しており、再調査したところ、その中の事件名「岐阜刑務所で発生したウエルシュ菌食中毒」と題されたものに異議申立人の知りたい内容が記載されているとのことである。

このファイルは、食中毒事件が起きた際職員の参考資料とするために食品衛生課で用いられていると認められることから、このファイルに保存されている詳報は、実施機関の職員が組織的に用いているものとして当該実施機関が保有しているものといえるのであり、条例第2条第1号の公文書に該当する。

事件名「岐阜刑務所で発生したウエルシュ菌食中毒」と題された詳報は、改めて実施機関において公開・非公開を決定すべきと考える。

### 3 「⑫平成10年岐阜刑務所で発生した食中毒後1年以内に起きた集団下痢の記録」に相当する文書の存在

第2の2で記したように、これに相当する文書は、保存期間終了後廃棄し保有していないことを理由に非公開とされた。

実施機関によれば、再調査したところ、平成11年の1年間に食中毒が起こっておらず、そもそもこれに相当する文書は作成も、取得もされていないから存在しないことである。

食中毒の記録や年報によれば、平成11年の1年間に食中毒は発生していないことから、これに相当する文書は、作成も、取得もされていないので存在しないことが認められる。

実施機関が保存期間終了後廃棄し保有していないで公開しないとしたことは、不適切であると評価できるものの、決定を取り消すべきとまではいえない。

### 4 結論

上記の理由により、第1のとおり判断する。

### 5 その他

#### (1) ⑪について

実施機関が説明したとおりの慣例があるならば、公文書公開請求書が提出された当初の時点から食中毒に係る詳報が別に保存されている可能性も含めて検討する必要があったことを求める旨を付言する。また、食中毒に係る詳報が別に保存されている経緯を審査当初から報告していればより迅速な審査ができたので、今後の審査において経緯を迅速に報告することを求める旨を付言する。

#### (2) ⑫について

公文書公開請求書が提出された当初の時点から食中毒の統計を

調べれば本件公文書を組織上作成し、又は取得しなかったことが明らかであったと認められる。文書不存在の理由の記載を誤ることは、情報公開に対する信頼を大きく失う可能性があるので、文書の存否を正確に調査することを求める旨を付言する。

## 第6 審査会の審査経緯等

平成20年	5月 27日	公文書公開請求
	6月 10日	実施機関の非公開決定
	7月 3日	異議申立て
平成21年	9月 4日	諮詢
	9月 7日	実施機関に陳述書の提出依頼
	9月 18日	陳述書提出
	9月 28日	異議申立て人に陳述書の写しを送付
	10月 5日	異議申立て人から意見書提出
	10月 21日	審査会開催。実施機関から意見聴取
	11月 18日	審査会開催
	12月 2日	答申